

<input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/>		調書	裁判所 書記官印 
(この調書は、第3回口頭弁論調書と一体となるものである。)			
事件の表示	平成21年(行コ)第269号		
期日	平成25年10月8日 午後3時00分		
氏名	嶋津 暉之		
年齢			
住所			
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罪を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨 告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>		
陳述の要領			
速記録のとおり		以上	

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「陳述の要領」の記載の末尾に、「以上」と記載する。

せん
宣

せい
誓

りょう しん したが しん じつ の
良心に従って真実を述べ、

なに ごと かく
何事も隠さず、また、

なに ごと っ くわ
何事も付け加えないことを

ちか
誓います。

氏名 嶋津暉之 

速記録 (平成25年10月8日 第3回口頭弁論)

事件番号 平成21年(行コ)第269号

証人氏名 嶋津暉之

控訴人ら代理人(谷萩)

甲第82号証を示す

証人がお作りになった「利水問題に関する意見書」、今年の5月21日付け
ということでよろしいですね。

はい、そのとおりです。

甲第86号証を示す

これは、今年の10月4日付けで作成された「利水問題に関する補充意見
書」ということで、これも証人がお作りになったものでよろしいですね。

はい、そうです。

甲第95号証を示す

これは、「利水問題に関する補充意見書の訂正書」ということで、先ほど示
した甲第86号証を一部訂正したものということでよろしいですね。

はい。

甲第86号証の一番後ろから2枚目を示しますけれども、これは、「5月2
1日提出の『利水問題に関する意見書』の図表の一部差し替え」ということ
で、甲第82号証の図表の一部に間違いがあったので、これをこのとおり差
し替えますということですね。

はい、そうです。

以上の訂正も含めた意見書の内容で、証人がおっしゃりたいことは基本的
にはこれで間違いがないということよろしいでしょうかね。

はい。

利根川流域全体の今後の水使用についてですけれども、茨城県の利根水系が

直接問題なんですけど、ここは後で聞くことにしまして、まず初めに利根川流域全体の水需給がどうなるかということについてお聞きいたします。

甲第86号証を示す

図表1ですけれども、これは「利根川流域6都県の上水道一日最大給水量の実績」ということで、証人がお作りになったグラフということよろしいですか。

はい。

6都県といいますのは、茨城、群馬、栃木、埼玉、千葉、東京ということよろしいですね。

はい。

これを見てどんなことが言えるでしょうか。

これは、利根川流域6都県の上水道の一日最大給水量の動向を示しているわけですが、1992年度からほぼ減少の一途をたどっておりまして、2011年度までに約200万トン減少しました、すさまじい減り方であります。この水量の単位は正確には立方メートルというべきなんですけれども、言いにくいものですからトンということで表現させていただきます。

以下証言ではトンで証言されるということよろしいですね。

そうですね。

ところで、八ッ場ダムの開発水量は1日何万トンでしょうか。

八ッ場ダムの開発水量は、通年、1年を通じての分とそれから非灌漑期、冬場だけの分があります。それをそのまま合計しますと一日当たり192万トンなんですけれども、非灌漑期の分を通年に換算して通年と合計しますと143万トンになります。ですから、先ほど減少量を200万トンと申し上げましたけれども、これは八ッ場ダムの開発水量を上回る水量が利根川流域6都県では既に減ってきたということ

であります。

では、そのように6都県の一日最大給水量が減ってきた原因についてですけれども、流域全体の人口あるいは給水人口は少し伸びているようなんですが、どうして最大給水量が減っているかという点はいかがでしょうか。

これは一人当たりの一日最大給水量がかなりの勢いで減ってきたという事です。

図表2を示します。これを見て、どんなことが言えますか。

利根川流域6都県の一人一日最大給水量の推移ですけれども、1992年度から2011年度までの19年間で、約24%減っております。かなりの勢いで減ってきておるということであります。

相当な速さで減っているということになりますかね。

はい、そうです。

その要因ですけれども、どんなことが挙げられますか。

主に3つの要因があろうかと思えます。1つは節水型機器普及等による節水の進行、1つは漏水防止対策による漏水の減少、もう1つは生活様式が平準化して、夏場突出して大きくなる度合いが小さくなってきた、この3つの要因があろうかと思えます。

漏水防止対策についてまずお聞きいたしますけれども、図表3を示します。これは有収率の推移ということですが、どのようなものを表しているか御説明いただけますか。

有収率というのは、料金徴収水量を給水量で割った数字でありまして、100%から有収率を引いたものが主に漏水を意味しております。漏水防止対策をそれぞれの水道事業体が行ってきた結果として、この有収率が上昇してきております。1992年度から2011年度を見ますと、約5%上がって、今一番新しい年度では92%になっております。ただ、この漏水防止対策に一生懸命取り組んでいる福岡市と

かあるいは東京都の場合、既に95から96%いっておりますので、利根川流域6都県については取り組む余地がまだまだあるということでもあります。

つまり有収率が上がれば上がるほど、水源開発はその分必要性が少なくなるという関係になりますか。

そうですね。漏水がそれだけなくなっていくわけですから、その分新たに求める必要がなくなってくるということですね。

次に、1年を通しての生活様式の平準化ということに関してですけれども、図表4に2つグラフがありますが、これはどんなことが分かりますか。

生活様式が年間を通して季節変化を受けにくくなってきているということなんですね。かつては夏場ですと、梅雨の晴れ間に一斉に洗濯するというそういうことが多かったと思いますけれども、今は一部の家庭への乾燥機の普及などもあって、それぞれの家庭が季節によらずに生活のリズムで洗濯するようになりましたね。ということで、夏場水量がどんと増えるというそういう傾向が小さくなってきたわけです。そのことをこのグラフは示しております。1992年度、東京都の水道の毎日の給水量をその年度の平均給水量で割ったものですが、夏場は平均給水量の120%を少し超えております。そこまでは突出して大きくなるわけですね。ところが2012年度、20年後ですね、この夏場の給水量は平均の110%を切っております。ということで、今までに2割くらいどんと上がっているのに、今度は今現在どんどん夏場増える度合いが小さくなってきて、1割程度にとどまるようになってきているということですね。

夏場の需要の増加に備えて水源開発をしなくてはならないという要請が、低くなっているということが言えるのでしょうか。

そうです。

節水型機器などによる節水の進行についてですけれども、まず図表6を示します。これはどのようなことを表していますか。

内閣府が、節水に関する特別世論調査を数年おきにやってきておるわけです。一番新しい、平成22年のを見ますと、節水に取り組んでいる人の割合が77%までいっております。この調査、一番古いのは昭和61年ですけれども、そのときは51%ということで、1986年から2010年ですか、その間に、節水に取り組む人の割合が随分増えているということが分かります。

甲第87号証を示す

これは、今証言で触れられた内閣府の資料の、更に詳しい元の資料ということになりますか。

はい、そうです。

「『節水に関する特別世論調査』の概要」ということで、この中で今触れた点その他、節水に関する国民の意識が変わってきている、向上しているということが分かるわけですね。

そうです。

甲第86号証を示す

節水型機器についてですけれども、図表7を示します。これは「水洗トイレの使用水量の推移」ということですが、どんなことが分かりますか。

水洗トイレについて、あるメーカーの便器の1回当たりの使用水量の推移を見たものです。1970年代の便器というのは、1回流すと13リッターの水が流れておりました。その後便器の使用水量が減ってきておまして、最新型、2012年発売型のものですと4リッター切っております。随分減ってきたということです。こういう節水型、より節水型の機器が開発されて、そしてそれが普及してきていると。これは水洗トイレを例に取りましたけれども、洗濯機とか食器洗浄機、

そういう水使用機器も同様でありまして、より節水型のものが開発されてそれが普及してきているということが、先ほど申し上げた一人当たり水量を減らす大きな要因になっているのではないかと考えられます。

これまで、一人当たり一日最大給水量が少なくなっている要因についてお話しいただきましたけれども、その点について今後の見通しとしてはどんなことが言えるでしょうか。

先ほど申し上げました一人当たり水量が減ってきた3つの要因がありましたけれども、いずれもこれからもしばらくそれは働いていくと思います。少なくとも節水型機器のものの普及は今後も進んでいくということです。

先ほど、図表7で示していただいた節水型の機器は、まだこれはみんながこういうものを使っているわけではありませんね。

そうです。

これをみんなが使っていくようになれば、更に全体として節水が進んでいくということになるわけですね。

そうです。

図表8ですが、これはそういったことについて触れている内容ということでお聞きしてよろしいですね。

はい。これは日本衛生設備機器工業会のホームページに書いてあるものですけれども、6リッター型の節水型便器、これがどのくらい普及しているかということですが、台数としては昨年10月で1000万台いっているんですけれども、普及率としては13%なんですね。ですから、こういう6リッター型節水型便器が普及すれば、一人当たりの水量が今後減っていくだろうということは予想されるわけがあります。

利根川流域の人口についてですけれども、利根川流域の6都県の人口の推移がどうなるかという点ですが、図表9を御覧ください。

利根川流域6都県、全体で今多少人口は増えております。茨城県、千葉県、栃木県、群馬県は少し減っておりますけれども、東京、埼玉は少し増えているということで、全体としては少し増えております。しかし、これも間もなく減少傾向に変わります。今年3月に、国立社会保障・人口問題研究所が新しい推計結果を発表しました。それをグラフ化したのがこの図表9でありますけれども、2020年度以降は利根川流域の人口も減少傾向に変わっていくということです。給水人口のほうも、これも、利根川流域の場合水道普及率は限界に近いところに来ておりますので、給水人口も同様の傾向を示していくんではないかと思われまます。

首都圏の水道用水の需給関係が将来どのようなようになっていくかという点ですけれども、図表10を示します。これを見ましてどんなことが言えるんでしょうか。

利根川流域6都県の上水道の一日最大給水量は、20年近く減少傾向になっているわけですけれども、これからも減少要因は働いていくと、一人当たりの水量は減っていくだろうと。更にそれに2020年以降は人口も減っていくとなりますと、今の減少傾向が今後も続いていく、このグラフに示すように矢印の方向に給水量がどんどん減っていくということは確実に言えることではないかと思えます。

この図表10で右下がりの矢印が書いてありますけれども、そのような方向に下がっていくはずだということですね。

そうです。

このグラフで点線で右上のほうに上がっていくのがありますけれども、これは何を示していますか。

これは、国土交通省が2008年に策定した第5次利根川荒川フルプランの予測です。第5次利根川水系荒川水系水資源開発基本計画というのが正式の言い方ですけども、これの予測です。この予測ですと、減少傾向を示しているにもかかわらず、それが反転して増加傾向になっていくと、2015年には基準年の2004年の1.2倍まで増えるという、そういう架空の予測を行っているわけであります。

国土交通省がフルプランでそのような予測をしているということですけども、国土交通省は本当にそんなに水需要が増えると考えているかどうかという点ですけども、それに関連して図表11を示します。これはどのようなものを表しているのでしょうか。

これは国土交通省の水資源部に、長い名称の研究会ですけども、「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的な水資源管理のあり方について」という研究会がありまして、これが2008年5月に報告をまとめております。そこから引用したものです。で、ここでは超長期の予測をするということで、利根川流域について水道用水の超長期の水需要の予測をしております。それによりますと、今から50年後には利根川流域の水道用水は62から67%に減ると。100年後には、31から42%に減るということで、長期的に見れば、利根川流域の水道用水は今後縮小の方向に向かっていくということは、国土交通省も本音では認識しているということであります。

真面目に検討すれば将来は相当減るということは、本当は分かっているということですね。

そうですね。ところが先ほど申したように、フルプランでは架空の予測を行って、それで八ッ場ダム等の水源が必要だという話を作り上げているということです。

以上の証言で、利根川流域の水道用水の需要は今後減っていくということ

お話しいただいたんですけれども、そうしますと、その水の需要と供給の関係はどのような関係になっていくんでしょうか。図表12ですけれども、これは何を示していますか。

東京都を例に取ったものです。利根川、荒川流域については、ダム等の水資源開発事業が行われてきました。その結果、各都県とも十分な保有水源を確保するようになっております。これは東京都を見たものですが、東京都は、今や保有水源量を利用実績に基づいて評価をすれば一日当たり694万トンもあります。一方この一日最大配水量のほうはどんどん減ってきて、昨年度469万トンということで、この差を取りますと220万トンくらいですか、それだけのものすごい大量の余裕水源を抱えるに至っているわけでありまして。

茨城県についても同じような状況はあると言えるんですか。

茨城県も同様です。

図表13ですけれども、それを見てどんなことが言えますか。

茨城県の水道全体と、それから県営工業用水道の給水を合わせたもので、給水量と保有水源の関係を見たものです。茨城県の水道の場合は給水人口の伸び率がちょっと大きいので、この給水量は減少傾向になっておりませんが、増えてはいないと。過去10年間以上横ばい傾向が続いているということで、170万トン前後の数字になっていますね、これは工業用水合わせた数字です。これに対して保有水源は、昨年湯西川ダムができたことによって248万トンの水源を持っております。その差を取りますと、約80万トンくらいですね、茨城県においても1日80万トンくらいの余裕水源を抱えているわけで、今後はこの給水量、水需要は減っていきますので、この余裕水源量がもっと増えていくという、そういうふうになってきております。

1日80万トンほど、県全体で見ますと水が余っているという計算になると

いうお話ですけれども、ところが、よく行政のほうでは渇水対策として水源開発は必要であるということが言われるかと思えます。渇水についてお聞きいたしますが、図表14を御覧ください。よく渇水の場合に取水制限や給水制限というものが行われるということが報道されたりしますが、これはどんな段階を踏むことになるのか御説明いただけますか。

渇水には段階があります。まず最初は取水制限だけと、川から取る量を制限するというので、その段階では給水制限、各家庭に送る量を減らすわけではありません。渇水が少し厳しくなってくると、給水制限ということでまず減圧を行います、圧力を落とすわけですね。で、その段階では、水の出方が遅くなるけれども水が必要なときは得られますので、生活への影響、事業者活動への影響はほとんど軽微であります。で、渇水が厳しくなりますと、減圧の程度を高めていくんですけども、それでも対応できなかった段階で、時間給水、断水ということになるんですが、それはかなり渇水が深刻化した段階の話であります。

これまでの利根川の渇水の状況についてですけれども、図表15を示します。これはどのようなグラフでしょうか。

これは平成に入ってから利根川の渇水の状況を見たものです。で、平成に入ってから、平成2年、6年、8年と渇水がありました。このときは取水制限だけでなく給水制限も行われました。その後、平成9年の冬、それから平成13年、昨年、今年と渇水がありましたけれども、いずれも取水制限止まりということですね。ですから節水の呼び掛けだけですから、生活への影響というのはほとんどなかった、皆無と言っても過言ではないかと思えます。

この甲第86号証の後ろに添付されている新聞記事があるんですが、1-2を御覧ください。この新聞記事ではどんなことが報道されていますか。

これは、今年の利根川水系10%の取水制限が7月24日に始まりましただけでも、そのときのことを報じた新聞記事であります。どういふことが書いてあるかという、浄水場などで取水量を引き下げるが家庭への給水制限は必要なく、6都県は生活に影響はないといっております。ということで、昨年や今年の渇水というのは、取水制限止まりの渇水であって、生活への影響はなかったということであります。最近の渇水の際には、生活への影響がなくなっているという証言の趣旨かと思えますけれども、これは先ほどから証言されている水余りの状況というのにも関係していると考えられますか。

渇水というのはこれは自然現象で、雨の降らない年は何年かに1回やってくる。そのときにどの程度影響を受けるかですけれども、先ほど申し上げた水余りの状況がまさに顕著になっております。そのことが渇水の影響を軽微にする要因になっていると私は考えております。これは甲第86号証の本文のほうにも書いてありますけれども、いわゆる異常気象ですとか温暖化ですとかそういうものの影響で、将来渇水が起こるんだといった議論もあるようですが、新聞記事の2-1から抜粋した2-2の記載がありますけれども、どういうことを示していますか。

東大の沖大幹先生が言われているんですけども、異常気象で渇水が起きやすくなったというそういう確かな証拠はないということですね。そういうことは起こり得るかもしれないと、しかし長期的に見れば、水需要は減っていくんだから、それでそういう問題が起きるということではないと否定されております。

茨城県の利根水系の水道の水需給についてお聞きいたします。八ッ場ダムが関係しますのは、茨城県の利根水系の水道ということになるわけですが、茨城県の利根水系地域における水道の水需要の関係についてお聞きします。まずその前に、図表17は水のマスタープランで、利根水系というのが

どの市町村に関わるものかを示したものです。

はい。

図表18ですが、これはどういうことを表していますか。

利根水系水道地域における一日最大給水量の実績と県の予測を比較したものであります。実績は●ですけれども、この一日最大給水量は減少傾向は示していないものの増加は止まって、約10年間横ばい傾向、60万トンくらいに推移してきているということです。これに対して県はどのような予測をしているかという、新しい予測ですね、新しいばらき水のマスタープランでは、2020年度には85万トンまで増えるということですね。その前の予測が105万トンまで増えると、それに比べれば下方修正しておりますけれども、しかし、実績が60万トン前後で推移しているわけですから、それが85まで増えることはあり得ないのであって、こういう架空の予測を行っているということでもあります。

証人は、この裁判の地裁でも証言されていますけれども、その当時と比べても実績値とこの予測の乖離というのは、ますます明らかになっているということよろしいですか。

そうですね、実績のほうはもう増加はストップしておりますので、予測との乖離がますます開いてきているということですね。

予測がこのような過大なものになっているわけですが、この予測に基づいた県の水需給計画というのはどういうものかについてですが、図表19を示します。これで御説明ください。

これは、今の予測に対してどういう水源を確保して対応するかという県の計画、いばらき水のマスタープランであります。これを見ますと、現に持っている水源だけでは足りないと、先ほどの予測値に対応するにはですね。で、湯西川ダム、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水、思

川開発の水源が必要だと。これらの水源を得ることによって、先ほどの予測値に対応できるという計画になっているわけであります。そのうち湯西川ダムは既に完成しましたけれども、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水、思川開発は、まだまだ先が不透明な事業だということであります。ところで、今御証言いただいたように、利根水系の水道の一日最大給水量は約60万トン程度で横ばいになっているわけですが、この横ばいに止まっているのはどういう理由からと考えられますか。

これも先ほどの利根川流域全体で見たように、一人当たりの一日最大給水量は減少傾向をずっと示してきているということによるものであります。

先ほど給水人口は多少増えているということでしたが、にもかかわらず給水量が横ばいであるというのは、一人当たりの給水量が減っているからということですね。

そうです。

その一人当たりの給水量が減った理由は、先ほど利根水系全体で述べていただいたものと同じ要因と考えてよろしいでしょうか。

そうですね。先ほど申し上げた節水型機器の普及、それから漏水の減少、それから生活様式の平準化と、そういう主に3つの要因によって一人当たりの給水量が減ってきたということであります。

図表20で、一人当たりの給水量が減っていることが分かるということですね。

そうですね、過去20年間遡りますと、20年前は一人当たり400リッターであったのが、今は350リッターくらいということですね、12%くらいですか、減ってきているということであります。

ところが、この点でも県の予測は旧プランも新プランも将来増えていくという予測をしているんですね。

一人当たりの水量がどんどん増えていくという、急速に増加していくというそういう予測を行っているわけでありまして。

およそ現実離れした予測と言っているわけですかね。

全くこれは非現実的ですね、あり得ない予測をしております。

このように一日当たり最大給水量にしても一人当たりの給水量にしても、実際には減っていくあるいは横ばいであるにもかかわらず、将来急に増えるという予測をどうして県がするのかという点ですが、その点どのようにお考えになっていきますか。

これは、結局は八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業、思川開発、そういう新規の水源開発に参画するという、そのことが先にあって、その参画の理由を作るために予測を行うから、実績と全く乖離した予測値になっているということでもあります。

そうしますと、そういった水源開発をしなければならないという縛りから解放された場合には、行政は違った予測をするものであるということが言えるんでしょうか。

そうです。

その実例としてどんなところが挙げられますか。

大阪府の水道がその例になります。

図表21を示しますが、これは「大阪府水道の一日最大配水量の実績と予測」という表ですけども、これはどんなことを表していますか。

大阪府水道の一日最大配水量も減少の一途をたどっております。大阪府水道は、かつては淀川水系の大戸川ダム、それからやはり淀川水系の丹生ダムの事業に参加しておりました。ところが必要ないということで撤退しました。撤退した後、もうその水源開発参画の理由を作る必要がないということで、実績を重視したそういう予測を行うようになったということです。一審のときにも、これは例を挙げて、そのと

きは2005年の予測だったんですけれども、その後2009年に予測をやり直しまして、更に下方修正した結果を示しております。これですと、実績は減少傾向、将来も同じように減っていくという、そういう実績に沿った予測をしているわけでありまして。

この大阪府がしたような実績を重視した水需要予測を、茨城県の利根水系の水道について行うとどうなるかということについてですが、甲第86号証ではそういった考察をされているわけですね。

はい、そうです。

そのやり方なんですけれども、図表22を示します。これは、証人がどのような予測の方法を取ったかを示すものということによろしいですか。

はい、茨城県の予測手法、それから大阪府水道の予測手法、それから今回茨城県の利根水系地域について試算をしたその予測の条件ですね、それを整理したものです。実績重視ということで、今回は予測式を使わずに、最近の実績の平均を使うという、シンプルな前提を置きました。ただ、ここでは漏水の減少は考えておりませんので、ここで求める予測値は余裕を見た将来値が得られるものだとお考えいただきたいと思えます。

図表22の一番右の欄ですね、(3)の「今回の実績重視の予測手法」というところに書いてあるのが証人が採用した予測の手法で、これまでの平均値を基にして推計したということですね。

そうですね、最近のですね。

図表23は人口についての実績と予測という表で、図表24が更にそれを基にした一日最大給水量の実績と予測ということによろしいですか。

はい。

これを見てどんなことが言えるでしょうか。

実績重視の予測をしますと◇のように推移していくということで、将

来利根水系地域の一日最大給水量は、2025年までは60万とか61万トン前後で推移して、その後は人口の減少とともに減っていくという、そういう経過をたどっていくだろうということです。これは飽くまで余裕を見た数字であり、実際はもっとこれを下回る可能性があると思います。

ところで、水源のほうがどうなっているかということですが、図表25を示します。保有水源の状況は利根水系はどんなふうになっているでしょうか。

利根水系の水道の保有水源、これを給水量ベースで見ますと、63万トンですね、これは利用実績に基づいた評価の手法を取っておりますけれども、そのほかに霞ヶ浦開発で余っていて県が抱えている県保留分というのがあります。それも加えますと70万5000トンですね。先ほど見たように、将来の一日最大給水量、利根水系地域は61万トンくらいですから、約10万トン余裕があると。その先を考えると、水需要減っていきますので、今のままの水源でも10万トンくらい余裕があって、将来はその余裕水源量はどんどん増えていくという、そういうふうに利根水系地域はなっていくだろうということでもあります。そうすると、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業などの新たな水源開発は必要ないということになりますかね。

利根水系地域においては、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業、思川開発の新規水源が必要とされておりますけれども、水需要予測を科学的に実績に基づいて行えば、新規水源はいずれも不要だと、全く不要だと言ってもいいと思います。

図表26、27は、これは霞ヶ浦の水源をほかの水源に利用することがこのようにすれば可能であるということ、一審でも証言されたんですが、それを表した図ということによろしいですか。

そうです。

図表28というのが(1)からずっとあるんですけども、これは霞ヶ浦用水の農業用水をこのような形で利用することが可能であるということを示すものということですか。

霞ヶ浦の水を利根川にある水海道浄水場とか利根川浄水場に送ることができる、余裕があるということを示しています。

八ッ場ダムにつきましては、国交省のほうで2010年から2011年に掛けて検証というものが行われて、検証の結果、八ッ場ダムは事業再開ということが決まっていますね。

はい。

この検証について甲第86号証で触れていますので、この点についてお聞きいたします。結論的に言いますと、この八ッ場ダムについての国交省の検証作業というのは、どういうものだったのでしょうか。

これはお手盛りの検証であって、八ッ場ダム事業推進という結論が先にあって、それに合わせるように、その結論が得られるようなそういう恣意的な検証が行われたということでもあります。

利水の面で言いますと、検証についてどのような検証を行ったということになりますか。

利水についての検証では、八ッ場ダムの開発水量192万トンありますけれども、これが必要か否か、八ッ場ダム事業に参加する各利水予定者の水需給計画が合理的かどうかということは、しっかり見直さなければいけなかったわけですね。それを全く行わずに、192万トンの水源が必要だと、これを確保するほかの手段との比較ということしか行われなかったと。これは結構大きな水量ですから、これを得る方法は今更そう簡単にあるものではありません。結局、現実性のない代替案と八ッ場ダムと並べて、八ッ場ダムは最適というそういう結論を

出したわけであります。

先程、茨城県の水需給計画が現実と遊離しているということを証言いただきましたけれども、それは八ッ場ダムに関連する他の都県も同様であると聞いていいんでしょうか。

同じであります。各都県とも水需要の減少傾向は確かな事実になっております。

図表29を示します。これは、東京都の同様の状況を示すものということでよろしいですね。

そうですね。

証人は、八ッ場ダムを巡るこの訴訟のほかの都県の裁判でも証言をされていますね。

はい、そうです。一審では6地裁でやり、それから高裁でも今まで3つのところでやりました。

関連する6都県、いずれもそれぞれの都県の水需給計画と実績値は相当離れているということはそれでよろしいんですか。

そうですね。これは東京都の例はすさまじい乖離ですね、実績と予測のですね。こういう予測を見直さなくてはいけなかったのに、それが全く八ッ場ダムの検証では行われなかったということです。こういう架空予測がまかり通ってしまったということですね。

需要としては必要だという前提を変えないまま、代替案との比較が行われたということですね。

はい。

代替案についてですけれども、図表31を示します。この②から⑤までが代替案ということで比較の対象になったわけですね。

はい。

この中で、②と⑤というところに、富士川からの導水というものが出てくる

んですが、これはどういう事業ですか。

これは、静岡県の富士川河口から延々と静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県を通過して、埼玉県と群馬県の県境にある利根大堰まで導水するというものです。そんなことあり得ないですよ。全く机上のプランであります。

これは実際にそういう事業計画があるわけではなくて、例えばこういうふうにした場合、それと八ッ場ダムを比べてどうかということを考えてわけですね。

そうです。で、結局お金がべらぼうに掛かりまして、1兆円から1兆3000億掛かると、片や八ッ場ダムは残事業費ということで、残っている事業費の分の比較ということで、利水分が600億円なんですけれども、八ッ場ダムが600億円、富士川からの導水が1兆から1兆3000億円ということで、比較するまでもなく八ッ場ダムのほうが有利という、そういう検証がされたわけであります。

今の図表31の③と④の代替案というのは、どういうものでしょうか。

これは幾つかのメニューが入っておりますけれども、これはいずれも実際できるかどうか検討したものではありません。机上で作ったものです。特にその中で、利根大堰のかさ上げというのがあります。これは全く現実性がありません。

利根大堰のかさ上げとは、どういうものを想定しているのでしょうか。

利根大堰というのは平野部にあるので、そこでかさ上げをして毎秒3トンの水量を確保するという計画になっております。

図表34を示しますが、これが利根大堰の場所などを示していますね。

はい。平野部ですから、かさ上げすれば当然湛水池は広がります。で、広い面積も必要ということで移転が必要だと、約610戸の移転が必要だということですね。八ッ場ダムの移転が430戸です。その移転

がなかなか捗らずに、今までずっと何十年も掛かっているわけです。それを考えれば、利根大堰の610戸の移転なんて現実性全くないですよ。更に、これは平野部のかさ上げですから、ここでかさ上げすると洪水時に水害が起きやすくなるということも、ちょこっと書いてあるんですね。全く現実性のないものです。そういう現実性のない案と八ッ場ダムを比べて、八ッ場ダムがいいという、そういう結論を出したということでもあります。

そうすると、初めから膨大なお金が掛かったりあるいはおよそ現実性のないような案を示して、それと比較して八ッ場ダムのほうがお金が掛からないという検証になっているわけでしょうか。

そういうことです。

そうしますと、本来あるべき検証と比べてどのような問題があると考えられますか。

利水についての検証は、まずはこの八ッ場ダムで開発する192万トンの水量が必要か否かと、各利水予定者は本当に必要かどうかということ徹底的に見直しをすべきでした。そういうことを全くせずに、192万トンの水量が必要だという前提で、現実性のない代替案を作り出して、それとの比較で八ッ場ダムがやはり最適だという結論を導き出したということでもあります。

利水についてお話しいただきましたけれども、この検証は治水面についても行っているわけですが、治水の面での検証はどのようなものだったのでしょうか。

基本的に、やっぱり八ッ場ダムが最適だという結論を出すための検証でありました。治水については、八ッ場ダムの治水効果を関東地方整備局が今回ぐっと引き上げました。今まで公式に発表してきた効果があるんですけれども、それをぐんと引き上げて、その八ッ場ダム

の引き上げた効果に見合う代替案を4つ並べました。当然治水効果を
引き上げておりますから、代替案の費用は掛かります。比較するとや
はり八ツ場ダム有利ということで、治水についてもかなり恣意的な検
証が行われて、それで八ツ場ダムが最適という結果が作り出されたわ
けであります。

甲第86号証の本文の一番最後のところで、証人は、「八ツ場ダムの検証で
八ツ場ダム事業の推進にゴーサインが出たが、その検証とは、事業推進の結
論が先にある、まさしく茶番というべき検証劇であった」と述べていますけ
れども、このとおりで間違いないでしょうか。

そのとおりです。

東京高等裁判所第10民事部

裁判所速記官 行 田 京 子

